

## 「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

### 1 新型インフルエンザ等対策に関する事項（基本方針）

#### （１）業務内容及び実施方法

新型インフルエンザ等の発生時においても、安全の確保を最優先に、予め定められた計画に基づき、旅客の輸送を適切に実施する。

#### （２）感染対策

平時より感染予防のための取組みを実施するとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、必要に応じた感染予防及び感染拡大防止のための取組みを実施する。

### 2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### （１）対策本部の設置

愛知県対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

#### （２）情報収集・共有体制

平時において、国や地方公共団体等から、感染症に関する基本的な情報や、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動とその対策等について収集するとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、愛知県対策本部等から発信される情報等を迅速かつ適切に社内に周知する。

#### （３）関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策業務の実施に当たり連携が必要となる関係機関を事前に把握し、連携方法について協議する。

### 3 その他

#### （１）教育・訓練

平時より社員への新型インフルエンザ等対策に関する正確な知識の周知及び啓発を実施するとともに、対応体制及び情報連絡等が有効かつ円滑に機能することを確認するため、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練に参加するように努める。

#### （２）計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練の実施等を通じて課題が明らかになった場合は、必要に応じて本業務計画の見直しを実施する。その際、新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条第3項に基づき愛知県知事に報告する。